

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ブータン 担当：地球環境部
案件名：氷河湖決壊洪水（GLOF）を含む洪水予警報能力向上プロジェクト

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2016年9月下旬

2 参加要件

海外における治水に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月3日から2013年7月5日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月3日から2013年7月8日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月19日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月上旬
- (5) 契約交渉 : 8月上旬～8月中旬

5 業務の目的

ブータン国（以下、「ブータン」とする）では、世界的な気候変動の影響を受け、近年、これまで観測されなかったような、フラッシュフラッド、サイクロンを含む暴風雨などの水文気象に関する災害が多数発生している。また、毎年プレモンスーン期の3月～5月に発生する局所的な豪雨も、年々発生頻度が高まっており、2009年5月に襲来したサイクロン・アイラは、ブータン全土で観測史上最大雨量を記録するとともに、死者12名、被害総額1700万USドル（2009年6月13日ブータン主要紙（クエンセル紙）発表額）という近年最悪の暴風雨災害となった。また、ブータンを含むヒマラヤ山脈の国々では、地球温暖化の影響により山岳氷河の縮退に伴う氷河湖拡大、ならびにその決壊による洪水災害（氷河湖決壊洪水：Glacial Lake Outburst Flood、以下「GLOF」とする）がたびたび報告されている。ブータンでは、1957年、1960年、1994年にGLOFの発生が記録されており、特に1994年10月のルゲGLOFの際には、死者21名、川沿いの家屋や歴史的建造物が破壊され、農作物や家畜なども被害を受ける大災害となった。大規模なGLOFが発生すれば、国の基幹産業である水力発電はもちろん、就労人口の9割を占める農業が深刻な被害を受ける可能性があり、ブータンにおいてGLOF災害リスクの調査とそれを踏まえた対策事業の実施は喫緊の課題となっている。こうした状況を受け、JICA/科学技術振興機構は、対象流域における氷河湖のインベントリーの作成、発生メカニズムの解明等を目的とした、「ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水（GLOF）に関する研究プロジェクト」（以下、先行案件とする）を2009年から2012年に実施した。先行案件では、対象流域内に現時点で喫緊に水抜き工等の対策を要する氷河湖はないと結論づけたが、GLOFは通常の洪水とは異なり、前兆現象を伴わず突如下流域に襲来するため（1994年のGLOFの際の最大水位上昇率は30分あたり2.5 mを記録）、ひとたび発生すれば、住民の命や、国の基幹産業である水力発電設備の破壊にも繋がりがかねない甚大な災害となるため、継続的なモニタリングと早期警報システムの確立の必要性が先行案件で提言された。

以上のような、増加・激甚化する気象災害とGLOF災害に対応するために、ブータンは、2011年に経済省エネルギー局内の一部署であった気象水文サービス部を、気象水文サービス局（Department of Hydro-met Service、以下「DHMS」とする）に格上げするとともに、早期警戒を含めた流域監視体制の強化を目的として、DHMS内に国家気象洪水予警報センター（National Weather, Flood Forecasting and Warning Center、以下「NWFFWC」とする）を設置した。しかしながら、DHMS、NWFFWCの観測・予警報については課題が多く、ブータン国政府は日本国政府に対して、GLOF/降雨洪水を対象とした早期警報システム導入によるマンデ川及びチャムカール川流域の洪水被害リスク軽減、GLOF/降雨洪水を対象とした早期警報システムを活用した早期警報及び情報ネットワークに関する運用維持管理を目的として、「マンデ川及びチャムカール川流域における統合GLOF早期警報システム開発プロジェクト」（以下、「本案件」とする）を要請し、日本政府は2012年4月にこれを採択した。本業務は、マンデ川及びチャムカール川流域において、GLOFを含む洪水に対応する早期警報システムの構築及び、パイロット活動を通じた中央及び地方レベルでの緊急対応能力の強化を行い、災害リスクアセスメント情報を開発計画に取り込む体制づくり支援を行うことにより、DHMS及び共同実施機関の洪水に対する緊急対応能力向上・減災意識の醸成を図り、もって洪水等の自然災害に対する強靱な社会を確立することに寄与するものである。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
ティンブー県、マンデ川流域、チャムカール川流域
- (2) 実施機関

DHMS

(3) 業務内容

関連機関のGLOF及び洪水リスクアセスメント、都市開発計画、防災、洪水・気象予報、及び関連機関との緊急情報共有に関する能力が向上する。

(イ)維持運用可能な統合システム構築を目的として、NWFFWCの既存の気象水文データ収集、モニタリング、警報等について現状分析を行う。

(ロ)統合システム構築に必要な資機材を導入し、NWFFWC職員に対し、システムの運用維持管理のための研修を実施する。

(ハ)先行案件成果を含む氷河湖に関する調査結果を助案のうえ、経済省地質鉱山局(Department of Geology and Mines、以下「DGM」とする)及び公共事業省技術サービス局(Department of Engineering Services、以下、「DoES」とする)の協力のもと、想定されるGLOF、及び気候変動を踏まえた洪水規模について分析する。

(ニ)GLOF/洪水リスクアセスメントを実施するセクターと開発担当セクター間の連携強化に向けた協議を実施する。

(ホ)NWFFWC、DGM、DoES及び国土地理院(NLCS)職員への研修を通じて、活動 (ロ)に資するためのGLOF及び洪水に関するリスク地域マップを作成・改善する。

(ヘ)ワークショップ等を通じて、関係機関における災害に対する土地利用の意識を醸成する。

(ト)災害リスクアセスメントの観点を開発計画に盛り込む必要性を確認し、そのための組織制度を検討し、提案する。

(チ)収集された気象及び水文データや、全球気象予報データ(Grid Point Value)を活用しながら、洪水及び気象予報のシステムを改善する。

(リ)関係機関との協議やワークショップ等を通じて、緊急時の情報共有に関する作業手順書(SOP)を策定する。

マンデ川及びチャムカール川の各パイロット流域において、GLOF及び洪水を対象としたEWSが開発・運用される。

(イ)GLOF及び洪水への行政対応という観点から、既存の気象水文観測網や計画中の水力発電所に関する現状分析ならびに課題抽出を行う。

(ロ)早期警報システム設計のための基本データとして、GLOF及び洪水の想定流量、高水位、到達時間、及びその他の水文情報について解析する。

(ハ)感知システム、通信ネットワーク、データ管理等からなる早期警報システムの配置ならびに仕様等の施設設計を行う。

(ニ)各パイロット流域ならびにNWFFWCに対し、必要となるスペア部品や維持管理のための資材を含む機材及び施設を導入する。

(ホ)早期警報システムの運用維持管理に関するマニュアルを作成し、中央及び地方のDHMS職員に対し、試験・運用・維持管理のための研修を実施する。

パイロット流域におけるGLOF及び洪水災害に対して、中央及び地方レベルでの緊急対応能力が強化される。

(イ)DDM、対象流域の地方政府、コミュニティ住民の参加のもとワークショップを開催し、流域における洪水避難予警報にかかる課題を整理・分析する。

(ロ)活動 (ホ)、(ロ)で得られた知見を考慮して、地方政府との協議のうえ、対象流域における洪水予警報発令基準、及び避難対象とするコミュニティの範囲を特定する。

(ハ)開発された早期警報システムの操作訓練、それに基づいた洪水予警報・避難訓練を計画・実施する。

(ニ)活動 (イ)~(ハ)に対する評価を通じて、対象流域におけるGLOF及び洪水対応のための作業手順書(SOP)を作成する。

7 成果品等

(1)インセプションレポート (2013年9月下旬)

(2)プロジェクト事業進捗報告書 (2014年9月中旬)

(3)プロジェクト事業進捗報告書 (2015年6月下旬)

(4)事業完了報告書 (2016年9月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

流域防災計画/洪水予警報(チーフアドバイザー)(評価対象予定者)

気象/水文

洪水ハザードマップ/GIS

気象予報

情報通信/早期警報システム計画(評価対象予定者)

コミュニティ防災

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・2012年10月、2013年3月に予備調査実施済み

・2013年5月にR/D締結済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。